



新しい技術の動向について広く情報収集に努め、
また、“美しく、快適で、機能的な”駐車場づくりを目的に
会員各社協力のもと各社の事業発展に寄与します

事務局：〒 103-0016 東京都中央区日本橋小網町 7-2
TEL 03-3663-6282 FAX 03-3667-0057
URL <http://www.gia-jpb.jp/>
E-mail jpb3533@gia-jpb.jp
スマートフォン用サイト <http://www.gia-jpb.jp/sp/>

「時間貸し駐車場における表示・運用に関するガイドライン」に基づき JPBとして具体的な表示の適正化に動き出す！

先月号で紹介した「時間貸し駐車場における表示・運用に関するガイドライン(以下ガイドライン)」が、JPBのホームページにもアップされ、いよいよ具体的な推進フェーズに入ることとなりました。

合わせて昨年12月1日から従来より厳しく改正された「景品表示法」が施行され、社会からも待ったなしで進めていくことが要請されています。

今回は、そのポイントについて説明をさせていただきます。

1. ガイドラインの特色・構成

国民生活センターからは、以下の2点について業界として要望を受けました。

- ①消費者が利用前に料金や利用条件について理解できるよう、適切な表示を行うこと。
- ②不当と思われるような請求を行わないよう配慮すること。

今回のガイドラインでは以上2点を中心に、表示だけでなく、時間貸し駐車場の運営面にも踏み込んだ、具体的な対応指針を示しています。

加えてこれだけは避けなければならないという、法律に抵触する恐れのあるNG事例を具体的に明示し、なるべくわかりやすい形で会員に徹底しております。

また従来、時間貸し駐車場は、無人であるがゆえに数々のトラブルがありました。

中にはお客様からの明らかに理不尽な要求もあったため、駐車場運営事業者側が防御の必要性からやや過剰な対応をしてきた、という側面がありました。

例えば、券紛失時においても、利用者感覚からかけ離れた料金を徴収するケースも散見されます。

今回のガイドラインは、悪質なお客様への対応は別次元で考えることを前提に、「お客様はすべて善意で行動している(性善説)」として組み立てております。

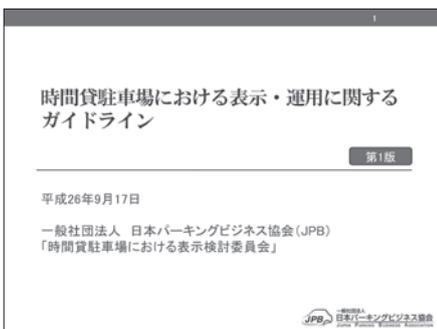
2. ガイドラインの主なポイント

それでは本ガイドラインのポイントについて簡単に説明いたします。

詳細は是非ガイドラインをご参照ください。

①駐車料金に関する表示

- ・案内看板に記載必須項目を設定する。
[通常料金、最大料金、曜日、時間、特定料金、繰返しの有無、問い合わせ先、駐車場名、会社名(ブランド名)]
- ・最もトラブルの多いサービス料金表示は業界標準として「最大料金」とする。
また、最大料金の繰返しの有無をわかりやすく料金表示に併記する。
- ・看板必須事項の文字の大きさは最低文字高30mm以上とする。
- ・統一看板を作ることは難しいので、JPB統一フォー



時間貸し駐車場における表示・運用に関するガイドライン

